

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 平成25年度決算

##### ・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
再 保 険 収 入	36,483	再 保 険 費	14,077
再 保 険 料 収 入	29,015	再 保 険 金	13,064
回 収 金	7,468	そ の 他	1,013
一 般 会 計 よ り 受 入	1,600	事 務 取 扱 費	442
雑 収 入	9,919	国債整理基金特別会計へ繰入	-
代位取得債権収入等	8,893	予 備 費	-
預託金利息収入	789		
雑 入	236		
合 計	48,003	合 計	14,520

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) . . . . . 1,600百万円

(予算に計上した繰入金の額) . . . . . 1,600百万円

- ・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

貿易再保険特別会計に借入金等はありません。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 33,482百万円

(剰余金が生じた理由)

歳出において再保険金の支払請求が少なかったため、再保険金を要することが少なかったこと等のため、歳入歳出の決算剰余金が生じたものです。

(剰余金の処理の方法)

・積立金として積み立て . . . . . 33,482百万円

貿易再保険特別会計の剰余金は、将来の再保険金支払のために必要な原資です。

したがって、平成25年度決算においては、「特別会計に関する法律」に基づき、積立金に積み立てることとしています。

・平成25年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成26年3月31日)) . . . . . 883, 676百万円

(平成25年度決算により積み立てる額) . . . . . 33, 482百万円

(積立金の目的)

貿易再保険特別会計においては、毎会計年度の歳入歳出の決算剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、再保険金の支払等歳出の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てています。

(積立金の水準)

貿易保険事業を行う会計の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため、現在、貿易再保険特別会計においては、貿易保険の責任残高の水準、昨今の貿易保険を取り巻く環境変化(リスクの高度化、大型化等)、過去の非常事故時の保険金支払実績等を踏まえて、将来の再保険金支出等の歳出の財源に充てるための積立金を積み立てているところである。

(資金の残高)

貿易再保険特別会計に資金はありません。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

貿易保険の保険料率は、中長期間(25年程度)で、以下の収支相償が成立するよう設定しており、その妥当性について毎年の保険制度見直しの中で確認を行っています。

$$\text{○ 保険料} + \text{回収期待額} = \text{保険金支払期待額} + \text{事業費}$$